

令和2年 4月17日

定期報告対象建築物
所有者・管理者 各位

佐賀県建築住宅課
佐賀市建築指導課
※定期報告業務受託機関
(公財)佐賀県建設技術支援機構

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた 定期報告に係る業務の対応について

現在、国内外はもとより、佐賀県内においても新型コロナウイルス感染症の罹患者数の増加が見られ、不要不急の行動を控える等の感染拡大防止に向けた取り組みがなされているところです。

このことを踏まえ、従来、対面にて定期報告の受付を行っておりましたが、「3密」や飛沫感染等リスクを考慮し、定期報告書手続き等について下記のとおり対応させていただきますので、お知らせいたします。

記

【受付・審査通知方法】

1. 郵送・宅配便等による受付

感染防止対策のため、原則、「郵送・宅配便等」により報告書を受付いたします。
(持参された方についても報告書の「受付のみ」とし、質疑等の対応はご遠慮願います)

2. 電話・FAX等による是正内容等の通知

内容審査における疑問点等の聴き取り、是正事項の指示および書類の差替え等につきましては、原則、「電話・FAXおよび郵送等」により対応いたします。

【対象期間】

令和2年5月6日まで（期間延長の可能性あり）

当面の期間として緊急事態宣言の解除予定日までといたしますが、コロナウイルス感染蔓延の状況により、期間延長となる場合は当機構HPにて随時お知らせいたします。

【その他】

対面での打合せ等が必要な方につきましては、感染拡大防止の為、入室時のアルコール消毒およびマスク着用の徹底にご協力いただきますようお願いいたします。

【上記に関する連絡先】

公益財団法人 佐賀県建設技術支援機構 建築課 TEL:0952-26-1697 FAX:0952-26-1698